広島市
The City of Hiroshima

高齢者いきいき活動ポイント事業

高齢者いきいき活動ポイント事業についてのお知らせ

日頃から、高齢者いきいき活動ポイント事業にご参加いただき、誠にありがとうございます。令和7年度の事業の実施について、以下のとおりお知らせします。

ポイント事業ホームページについて

これまでポイント手帳の送付時に同封していた「広島市高齢者いきいき活動ポイント事業のご案内」冊子について、掲載内容の一部をポイント手帳とポイント事業ホームページに移行します。

ポイント事業ホームページでは、団体検索や各種様式のダウンロードも可能ですので、ぜひご活用ください。

※ポイントの対象になる活動とポイント数は裏面にも記載しています。

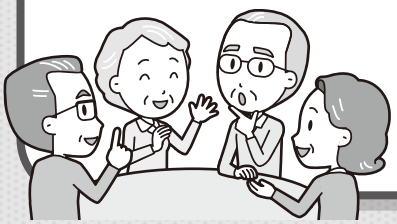

ホームページはこちら

広島市ホームページ 1005990

記念品の贈呈について

今年度も奨励金の上限を超えるポイントを貯めた方の中から抽選で記念品（カタログギフト）を贈呈します。

奨励金の上限を超えても、健康づくり・地域支援活動にぜひご参加ください。

分類			奨励金の上限を超えるポイント数
65歳以上の高齢者の場合			101ポイント～
	要支援・要介護高齢者外出支援交通費助成を併用している場合	要支援者	76ポイント～
		要介護者	51ポイント～
	障害者公共交通機関利用助成を併用している場合		41ポイント～

広島市 高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター

お気軽にお問い合わせください

電話（082）512-0290

受付時間／8:30～17:15
（土・日・祝日、8月6日、年末年始は除く）

お電話でのお問い合わせが難しい場合は

FAX（082）504-2136
メール korei@city.hiroshima.lg.jp

ポイントの対象になる活動とポイント数

押印は1日1回まで

1ポイント

自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動

- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキング
- 交流サロンなどへの参加
- フィットネスクラブやカルチャースクールへの参加
- 各区スポーツセンター（プール・体育館等）の利用
- 府中町・海田町（ポイントの相互付与を行う自治体）の登録団体が1ポイントの活動として行う活動

など

医療機関・薬局で押印
1日に複数押印可

2ポイント

特定健康診査の受診等（以下のものに限る）

- 特定健康診査
- 後期高齢者医療制度の健康診査
- 被爆者健康診断
- 被爆二世健康診断
- 節目年齢歯科健診
- 後期高齢者歯科健診
- がん検診
- 骨粗しょう症検診
- 服薬情報のお知らせ
- 服薬情報のご案内

押印は1日1回まで

2ポイント

地域の支え手となる活動（ボランティア活動）

- 児童の登下校の見守り活動
- 町内清掃活動
- サロンの世話人としての活動（総合事業として行うものを除く）
- 老人クラブ会員としての友愛活動（総合事業として行うものを除く）
- 地域団体（町内会、LMO等）の運営活動（役員会議等）
- 子育て支援活動
- 介護施設等への訪問（手品や踊り等の披露）
- 自主防災会における避難訓練の運営や防災パトロール
- 観光・平和ガイド、被爆体験の伝承活動
- 府中町・海田町（ポイントの相互付与を行う自治体）の登録団体が2ポイントの活動として行う活動

など

押印は1日1回まで

4ポイント

ボランティア活動のうち、広島市が指定するもの

（以下のものに限る）

❶子育てオープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での支援活動

❷こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに関する活動

❸介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車の誘導など

❹高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記

❺総合事業として行う住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動

❻コーディネーターとして❶～❺の活動の調整等を行う活動

❼総合事業として行う地域高齢者交流サロン（補助を受けて実施するもの※）及び地域介護予防拠点の世話人や認知症カフェのスタッフとしての活動

※補助を受けなくなった場合でも、サロンとしての活動が続く限り対象です。

❽自主防災会による災害発生時の避難所開設などの活動

❾府中町・海田町（ポイントの相互付与を行う自治体）の登録団体が4ポイントとして行う活動など